

第 1 3 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画

令和 4年 4月 1日から

5年間

令和 9年 3月31日まで

福 岡 県

目次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	2
2 特別保護地区の指定	5
(1) 方針	5
(2) 特別保護地区の指定等計画	6
3 休猟区の指定	7
(1) 方針	7
(2) 休猟区指定計画	7
4 鳥獣保護区の整備等	8
(1) 方針	8
(2) 整備計画	8
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	9
1 鳥獣の人工増殖	9
(1) 方針	9
2 放鳥獣	9
(1) 方針	9
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	9
(3) 放獣計画	9
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	10
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	10
(1) 希少鳥獣	10
(2) 狩猟鳥獣	10
(3) 外来鳥獣	10
(4) 指定管理鳥獣	10
(5) 一般鳥獣	11
2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項	11
(1) 許可しない場合の基本的考え方	11
(2) 許可に当たっての条件の考え方	11
(3) わなの使用に当たっての許可基準	12
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	12

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	1 2
3 目的別の捕獲許可の基準	1 3
3-1 学術研究を目的とする場合	1 3
(1) 学術研究	1 3
(2) 標識調査	1 3
3-2 鳥獣の保護を目的とする場合	1 4
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	1 4
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	1 4
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	1 4
3-3 鳥獣の管理を目的とする場合	1 5
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	1 5
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	1 6
3-4 その他特別の事由の場合	2 6
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	2 6
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	2 6
(3) 鵜飼漁業への利用の目的	2 6
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	2 6
(5) 上記のほか公益上の必要があると認められる目的	2 6
4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	2 7
4-1 捕獲許可した者への指導	2 7
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	2 7
(2) 従事者の指揮監督	2 7
(3) 危険の予防	2 7
4-2 許可権限の市町村長への移譲	2 7
4-3 鳥類の飼養登録	2 7
(1) 方針	2 7
(2) 飼養適正化のための指導内容	2 7
4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可	2 8
(1) 許可の考え方	2 8
(2) 許可の条件	2 8
4-5 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	2 8
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	2 9
1 特定猟具使用禁止区域の指定	2 9
(1) 方針	2 9
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	2 9
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	3 0
2 特定猟具使用制限区域の指定	3 4

3	猟区設定のための指導	34
4	指定猟法禁止区域	34
(1)	方針	34
(2)	指定計画	34
第六	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	35
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	35
2	第一種特定鳥獣保護計画の実施計画の作成に関する方針	35
3	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	35
4	第二種特定鳥獣管理計画の実施計画の作成に関する方針	36
第七	鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	37
1	方針	37
2	鳥類の生態に関する基礎的な調査	37
(1)	鳥類生息分布調査	37
(2)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	37
(3)	狩猟鳥獣生息状況調査	37
(4)	第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	38
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	38
(1)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	38
(2)	捕獲等情報収集調査	38
4	新たな技術の研究開発・普及	38
(1)	捕獲個体の有効利用や処分に係る技術開発・普及	38
第八	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	39
1	鳥獣行政担当職員	39
2	鳥獣保護管理員	39
(1)	鳥獣保護管理員の活動について	39
(2)	設置計画	39
(3)	年間活動計画	39
3	保護及び管理の担い手の育成	40
(1)	方針	40
(2)	人材の育成	40
(3)	狩猟者の数の確保と育成	41
4	鳥獣保護管理の総合的な拠点整備	42
(1)	方針	42
5	取締り	42
(1)	方針	42

(2) 年間計画	4 2
6 必要な財源の確保	4 2
第九 その他	4 3
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	4 3
2 狩猟の適正管理	4 3
3 傷病鳥獣救護への対応	4 3
(1) 基本的な考え方	4 3
(2) 目的及び手法	4 3
(3) 体制	4 4
(4) 傷病鳥獣の個体の処置	4 4
4 油等による汚染に伴う水鳥等の救護	4 4
5 感染症への対応	4 5
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	4 5
(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)	4 5
(3) その他感染症	4 5
6 普及啓発	4 6
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	4 6
(2) 安易な餌付けの防止	4 7
(3) 猟犬の適切な管理	4 7
(4) 野鳥の森等の整備	4 7
(5) 野生鳥獣保護モデル校の指定	4 8
(6) 法令の普及徹底	4 9

第一 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、狩猟を禁止し、鳥獣の安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定するものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。

本県では、第12次鳥獣保護管理事業計画期間終了時点で44か所、62,914ha、県土面積の約13%を指定している。

本計画においては、計画期間中に指定期間が満了となる鳥獣保護区21か所については原則として更新することとする。

また、鳥獣の重要な生息地については、引き続き鳥獣保護区の指定等を検討していくものとする。

なお、近年、一部鳥獣による農林水産業等被害の深刻化により、鳥獣保護区の新規指定や期間満了に伴う更新において地域関係者の合意を得ることが困難な状況も生じていることから、必要に応じて、鳥獣による被害の状況や鳥獣の生息状況等を勘案の上、指定区域等の見直しを行うものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区（22か所、27,639ha）

森林に生息する鳥獣の保護を図るために指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに1か所を選定し、面積は300ha以上となるよう努める。

また、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

2) 大規模生息地の保護区（0か所）

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するために指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、1か所当たりの面積は10,000ha以上とする。

3) 集団渡来地の保護区（4か所、28,560ha）

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものを除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域を指定し、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

4) 集団繁殖地の保護区（5か所、461ha）

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を指定するものとし、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も可能な限り含める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区（0か所）

第四の1(1)に定める希少鳥獣等その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

6) 生息地回廊の保護区（0か所）

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区（13か所、6,254ha）

市街地及びその近郊において、鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区 (更新を含む)						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	22	箇所	3	3	2	1	3	12						
	面積(ha)	27,639	面積(ha)	4,297	6,353	2,438	1,123	3,019	17,230						
集団渡来地	箇所	4	箇所					2	2						
	面積(ha)	28,560	面積(ha)					26,480	26,480						
集団繁殖地	箇所	5	箇所				1		1						
	面積(ha)	461	面積(ha)				1		1						
身近な鳥獣生息地	箇所	13	箇所	2	1	2	1		6						
	面積(ha)	6,254	面積(ha)	607	267	1,474	733		3,081						
計	箇所	44	箇所	5	4	4	3	5	21						
	面積(ha)	62,914	面積(ha)	4,904	6,620	3,912	1,857	29,499	46,792						

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 (更新を含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(D)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(E)		
						3	3	2	1	3	12	0	22
						4,297	6,353	2,438	1,123	3,019	17,230	0	27,639
										2	2	0	4
										26,480	26,480	0	28,560
									1		1	0	5
									1		1	0	461
						2	1	2	1		6	0	13
						607	267	1,474	733		3,081	0	6,254
						5	4	4	3	5	21	0	44
						4,904	6,620	3,912	1,857	29,499	46,792	0	62,914

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

① 鳥獣保護区の指定計画

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区・・・(該当なし)
- 2) 大規模生息地の保護区・・・(該当なし)
- 3) 集団渡来地の保護区・・・(該当なし)
- 4) 集団繁殖地の保護区・・・(該当なし)
- 5) 希少鳥獣生息地の保護区・・・(該当なし)
- 6) 生息地回廊の保護区・・・(該当なし)
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区・・・(該当なし)

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	区域所在地	変更区分	指定面積			変更後の指定期間	変更理由	備考
					変更前の面積 (ha)	変更面積 (ha)	変更後の面積 (ha)			
令和4年度	森林鳥獣生息地	帆柱山	北九州市八幡東区 ・八幡西区	期間更新	3,600		3,600	令和 4年11月15日から 令和14年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	甘木山	大牟田市	期間更新	555		555	令和 4年11月15日から 令和14年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	部崎	北九州市門司区	期間更新	327		327	令和 4年11月15日から 令和14年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	三郡山	飯塚市	期間更新	370		370	令和 4年11月15日から 令和14年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	大法白馬山	嘉麻市	期間更新	52		52	令和 4年11月15日から 令和14年11月14日まで		
	計	5 か所				4,904		4,904		
令和5年度	森林鳥獣生息地	五ヶ山	那珂川市	期間更新	1,450		1,450	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	英彦山	添田町	期間更新	3,000		3,000	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	足立山	北九州市小倉北区 ・小倉南区	期間更新	1,903		1,903	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	夜須高原	筑前町	期間更新	267		267	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで		
	計	4 か所				6,620		6,620		

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	区域所在地	変更区分	指定面積			変更後の指定期間	変更理由	備考
					変更前の面積 (ha)	変更面積 (ha)	変更後の面積 (ha)			
令和6年度	森林鳥獣生息地	釈迦岳	八女市	期間更新	1,390		1,390	令和 6年11月15日から 令和16年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	川崎	川崎町	期間更新	509		509	令和 6年11月15日から 令和16年11月14日まで		
	身近な鳥獣生息地	天拝山	筑紫野市 ・太宰府市	期間更新	965		965	令和 6年11月15日から 令和16年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	田川	田川市	期間更新	1,048		1,048	令和 6年11月15日から 令和16年11月14日まで		
	計	4 か所			3,912		3,912			
令和7年度	身近な鳥獣生息地	須恵	須恵町	期間更新	733		733	令和 7年11月15日から 令和17年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	求菩提山	豊前市・築上町	期間更新	1,123		1,123	令和 7年11月15日から 令和17年11月14日まで		
	集団繁殖地	烏帽子島	糸島市	期間更新	1		1	令和 7年11月15日から 令和17年11月14日まで		
	計	3 か所			1,857		1,857			
令和8年度	森林鳥獣生息地	若杉山	篠栗町	期間更新	2,160		2,160	令和 8年11月15日から 令和18年11月14日まで		
	集団渡来地	福岡市	福岡市・新宮町・ 久山町	期間更新	26,417		26,417	令和 8年11月15日から 令和18年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	日向神	八女市	期間更新	520		520	令和 8年11月15日から 令和18年11月14日まで		
	森林鳥獣生息地	上野	福智町	期間更新	339		339	令和 8年11月15日から 令和18年11月14日まで		
	集団渡来地	津屋崎干潟	福津市	期間更新	63		63	令和 8年11月15日から 令和18年11月14日まで		
	計	5 か所			29,499		29,499			
合計		21 か所				46,792				

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区内の区域内において、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、特に重要な区域について指定する。

本県指定の鳥獣保護区のうち、現在5か所1,538haを特別保護地区に指定している。

本計画においては、計画期間中に指定期間が満了となる帆柱山特別保護地区、五ヶ山特別保護地区、英彦山特別保護地区、烏帽子島特別保護地区の再指定を行う。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区（3か所、1,477ha）

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区（0か所）

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区（0か所）

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区（2か所、61ha）

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区（0か所）

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区（0か所）

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区（0か所）

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するよう努める。

8) 特別保護指定区域（0か所）

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域として指定するよう努める。なお、当該指定に当たっては、鳥獣の繁殖期や渡来期に限って規制する等、必要に応じて区域ごとに規制対象期間を定めること等により、合理的な保護措置を図る。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定を含む)							本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所	1	2				3						
	面積(ha)		面積(ha)	1,074	403				1,477						
集団繁殖地	箇所	2	箇所				1		1						
	面積(ha)		面積(ha)				1		1						
計	箇所	5	箇所	1	2		1		4						
	面積(ha)		面積(ha)	1,074	403		1		1,478						

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定を含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(D)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(E)		
						1	2				3	0	3
						1,074	403				1,477	0	1,477
									1		1	0	2
									1		1	0	61
						1	2		1		4	0	5
						1,074	403		1		1,478	0	1,538

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区 名称	面 積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	指定面積 (ha)	指定期間	
令和4年度	森林鳥獣生息地	帆柱山	3,600	令和 4年11月15日から 令和14年11月14日まで	1,074	令和 4年11月15日から 令和14年11月14日まで			再指定
	計	1 か所	3,600		1,074				
令和5年度	森林鳥獣生息地	五ヶ山	1,450	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで	102	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで			再指定
	森林鳥獣生息地	英彦山	3,000	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで	301	令和 5年11月15日から 令和15年11月14日まで			再指定
	計	2 か所	4,450		403				
令和6年度									
令和7年度	集団繁殖地	烏帽子島	1	令和 7年11月15日から 令和17年11月14日まで	1	令和 7年11月15日から 令和17年11月14日まで			再指定
	計	1 か所			1				
令和8年度									
合 計			8,051		1,478				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

(2) 休猟区指定計画

本計画期間中に上記の状況が生じた場合に、必要に応じて指定することとし、その場合は原則として特例休猟区（第二種特定鳥獣に限り狩猟可能な休猟区）とする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ① 管理施設の設置方針
鳥獣保護区及び特別保護地区においては、その区域を明らかにするため標識等を設置する。
- ② 採餌、営巣等の環境の整備・改善の方針
必要に応じ検討する
- ③ 観察等利用施設の整備の方針
英彦山野鳥の森については、野鳥観察舎、自然観察路、案内板等の維持管理に努める。
- ④ 調査、巡視等管理の方針
鳥獣保護区の調査及び巡視管理については、鳥獣保護管理員により行うものとする。
- ⑤ 保全事業に関する基本的な考え方
鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。事業の実施については、必要に応じて検討していくこととなるが、実施の際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と十分な時間的余裕をもって調整を図る。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
標識等の整備	制札 688本	50本	40本	40本	30本	140本	300本
	案内板 77本	1本	2本	0本	1本	0本	4本

② 調査、巡視等の計画

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	44	44	44	44	44
	人 員	68	68	68	68	68

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥であるキジ（外来種を除く。以下同じ。）の保護繁殖を図るためキジの放鳥を行う。

当該放鳥を計画的かつ効果的に実施するためには良質なキジの生産確保が必要であるため、入手先の養殖業者に対し以下の点について配慮されているか確認を行う。

- ① 県内の放鳥計画に対応する羽数が確保できるよう、計画的な増殖体制を整備すること。
- ② 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。
- ③ 人工増殖に関しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣

(1) 方針

本計画中に、キジ6,000羽を放鳥する。

なお、放鳥個体には標識を装着し、定着状況等の調査を行う。

また、県内又は隣接県等において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、放鳥事業を見合わせる等の対応について検討する。

さらに、今後は、狩猟鳥獣の放鳥獣について、遺伝的な攪乱の防止の観点その他生物多様性の確保の観点を踏まえ、その効果と影響を勘案して見直しを含めた慎重な対応について検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

種類名	放鳥の地域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
キジ	鳥獣保護区 及び休猟区等	60箇所 1,200羽	60箇所 1,200羽	60箇所 1,200羽	60箇所 1,200羽	60箇所 1,200羽	300箇所 6,000羽

種類名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	購入	購入	購入	購入	購入	
キジ	1,200羽	1,200羽	1,200羽	1,200羽	1,200羽	6,000羽

(3) 放獣計画 なし

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣、さらに、絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、当面の間、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣を対象として環境省令で定めるもの並びに福岡県が作成したレッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、必要に応じ調査等を行い、生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

特に絶滅のおそれのある鳥獣については、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和２年福岡県条例第４２号。）に基づき指定希少野生動植物種に指定し、同条例に基づく取組を実施する。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次のア～ウのいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。

ア 当該鳥獣の保護の観点

イ 生物多様性の確保の観点

ウ 社会的・経済的な観点

② 保護及び管理の考え方

現在、本県では、新たに狩猟を制限して保護を図らなければならない狩猟鳥獣はないが、必要に応じ生息状況等の把握のための調査等を行い、適切な保護及び管理について検討していくものとする。また、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対しては、必要に応じ、捕獲対策を講じるものとする。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取り組みは行わない。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて福岡県に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

② 管理の考え方

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。

(4) 指定管理鳥獣

① 対象種

全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（希少鳥獣を除く。）として、環境省令で定めるものとする。

② 管理の考え方

指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続に配慮しつつ、必要な捕獲等を計画的かつ積極的に推進する。また、指定管理鳥獣の適切な管理のため、生息分布域に関する調査や個体数推定等を実施する。さらに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定した市町村が実施する被害防止のた

めの捕獲対策及び捕獲目標頭数等との目標との整合を図る。

(5) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可しなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は次のとおりとする。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑦ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑧ 愛玩のための飼養を目的とする場合。鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、愛玩のための飼養を目的とした捕獲は許可しない。

なお、法においては、個人又は法人（法第9条8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に法第9条第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。また、許可する期間についても、捕獲を無理なく完遂することができ、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれなく、かつ、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがない場合は、対象鳥獣を通年で捕獲することも可能である点に留意する。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可については、原則として以下の基準を満たすものとする。

1) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、締付け防止金具及びよりもどしを装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

② 標識の装着に関する基準

わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行わせる。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

① オオタカ

原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関等による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可における法人の従事者にも適用する。

3-1 学術研究を目的とする場合

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準					
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
<p>(1)学術研究</p> <p>研究の目的及び内容が、次の①から④までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>② 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>③ 主たる内容が、鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。</p> <p>④ 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。</p>	知事	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	研究の目的を達成するために必要な種類又は数（羽、頭、個） ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する場合は適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域とする。	次に掲げる条件に適合するものであること。 ① 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。 ② 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。	① 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 ② 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。 ③ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。
(2)標識調査（環境省足環を装着する場合）	知事	国若しくは福岡県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは福岡県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者	標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とし	1年以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕。	足環を装着し、放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じ

		を含む。)	た捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。				て、殺処分等の措置を講じることができる。
--	--	-------	--	--	--	--	----------------------

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

原則として、次の基準による。ただし、鳥獣の保護に係る行政事務遂行の目的及び傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的による捕獲の場合において、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準				
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期 間	区 域	方 法
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 (第一種特定鳥獣の保護を目的とした場合)	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を探ること。
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 (職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合)	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	禁止猟法は認めない。
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 (傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合)	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	禁止猟法は認めない。

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長年にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとし、次の基準とする。

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	留意事項
知事	<p>国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、その他環境大臣の定める法人等とし、原則として次のとおりとする。</p> <p>銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であって、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とする事ができる。</p> <p>① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること</p> <p>② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること</p> <p>③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと</p> <p>④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるように考慮すること。</p>	<p>第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域</p>	<p>銃器（空気銃については、取り逃がす可能性の少ない場合を除き使用を認めない）、網、わな</p>	<p>捕獲従事者の要件等捕獲の実施に関し記載のない事項については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的での捕獲の取扱いに準じる。</p>

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による農林水産物の被害が依然として高い傾向にあり、また、市街地における人的被害や森林の下層植生の食害等による生態系被害も発生しており、人と鳥獣との間の軋轢が深刻なものとなっている。農林水産物被害については、獣類ではイノシシによるものが最も多く、次いでニホンジカとなっており、鳥類ではカラス類によるものが最も多く、次いでカモ、ヒヨドリ、サギとなっている。

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（（2）において「被害」という。）の防止の目的での捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（（2）において「予察」という。）についても許可するものとし、その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な被害の防止の目的での捕獲を図る。

① 許可対象者

国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、その他環境大臣の定める法人若しくは被害等を受けた者又は被害者から捕獲の依頼を受けた者とし、原則として次のとおりとする。

なお、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画により認めている農林業者の自衛のためのはこわなによるイノシシの捕獲については、第二種特定鳥獣管理計画の策定に伴う特例措置であるため、その許可基準については別途定めるものとする。

- 1) 銃器を使用する場合は、前年度を含み継続して過去2年以上引き続き狩猟者登録を受けている者とする。また、網又はわなを使用する場合は、当該年度又は前年度に狩猟者登録を受けている者とする。（下記7）～10）の場合を除く）
- 2) 技能熟練者でかつ過去10年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者とする。
- 3) 狩猟災害共済又は狩猟者保険に加入している者とする。（下記7）～10）の場合を除く）
- 4) 被害の防止の目的での捕獲の趣旨を理解し、積極的な協力が得られる者とする。
- 5) 銃器の使用による被害の防止の目的での捕獲に従事する者は、班編成をし、団体行動を行うものとする。
- 6) 5)の班編成の中には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むものとする。また、当該班の人員は、必要最小限（1班につき15人以内。ただし、イノシシ又はニホンジカの捕獲にあたっては、3人以上で実施するものとする。）とする。

ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の7)から10)に掲げる場合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象とすることができる。

- 7) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、アナグマ、ハクビシン、ヌートリア、タヌキ、イタチ、ノウサギ、ハシブトカラス、ハシボソカラス、ドバト及びスズメ等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- 8) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- 9) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- 10) 法人（市町村、環境大臣の定める法人等）に対する許可にあつては、以下のアからエの条件を全て満たす場合
 - ア 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - イ 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - ウ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - エ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

② 鳥獣の種類・数

現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数（羽、頭、個）であること。

③ 期間

原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。

なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

④ 区域

被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲とする。捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

⑤ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

⑥ 鳥獣の種類別許可基準

許可 権者	鳥 獣 名	許 可 基 準						被害農林水産物等	備 考	
		方 法	区 域	時 期	日 数	1人（1班） 当たり捕獲 等数	許可対象者			留意事項
市 町 村 長	アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、狩猟鳥及び狩猟鳥のひな カルガモ、キジバト、カワラバト（ドバト）、スズメ、ハシボソガラス及びハシブトガラスの卵	銃器 網（かすみ網を除く） わな 手捕り	被害発生地及びその周辺（国指定鳥獣保護区内を除く。）	必要かつ適切な時期	必要な日数	必要な数（羽、個）	<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・地方公共団体 ・認定鳥獣捕獲等事業者 ・農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等環境大臣の定める法人 ・被害者 ・捕獲被依頼者 	捕獲地域の住民に対して捕獲日の周知徹底を行う。	水稻、麦類、果樹類、野菜類、豆類、イモ類、飼料作物、ノリ、貝類、川魚、養魚、生活環境、生態系等	捕獲区域が2以上の市町村にまたがる申請の場合は知事許可となる。
	ニホンザル、マングース、ノヤギ、狩猟獣	銃器（空気銃については、取り逃がす可能性の少ない場合を除き、大型獣への使用を認めない。） 網（かすみ網を除く） わな	〃	〃	〃	必要な数（頭）	〃	〃	水稻、野菜類、果樹類、林産物、造林木、生活環境、生態系等	〃
	飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼす鳥獣	かすみ網及び法令で禁止されている猟具以外の猟具	〃	〃	〃	必要な数（羽、頭）	〃	〃	航空機	〃
知 事	環境大臣及び市町村長許可権限以外の鳥獣及び鳥類の卵	銃器（空気銃については、取り逃がす可能性の少ない場合を除き、大型獣への使用を認めない。） 網（かすみ網を除く） わな 手捕り	〃	〃	〃	必要な数（羽、頭、個）	〃	〃		

（参考）環境大臣の許可権限は、国指定鳥獣保護区内での捕獲等、希少鳥獣の捕獲等及びかすみ網による捕獲である。

⑦ その他

1) 第二種特定鳥獣管理計画との関係

第二種特定鳥獣管理計画が作成されているイノシシやニホンジカについては、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。ただし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ、被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。

2) 被害防除対策との関係

原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りではない。

3) 被害がまれである又は従来 of 許可実績が僅少な種の取り扱い

被害等が生じることはまれであるか、又は従来 of 許可実績が僅少である一般鳥獣についての被害の防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣は、地域的に被害が僅少であっても、積極的な捕獲許可をする。

4) 予察捕獲

予察による被害防止の目的での捕獲対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とし、下記に示す被害発生予察表のとおりとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。予察表は、科学的な知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的な実施に努める。県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

また、関係諸機関との連携の下、予察捕獲と被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。

[予察表]

加害鳥獣名	被害農林水産物	被害発生時期												被害発生地域			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カモ類	麦類、野菜類、水稲、ノリ、貝類	<															福岡市、糸島市、久留米市、大刀洗町、北九州市、中間市、遠賀町、香春町、大牟田市、柳川市、行橋市、築上町
キジバト	豆類、麦類、野菜	<															北九州市、柳川市、みやま市、大木町
ヒヨドリ	果樹類、野菜類、水稲	<															県内各市町村
スズメ類	水稲、麦類、豆類	<															県内各市町村
ムクドリ	果樹、野菜	<															県内各市町村
カラス類	果樹、野菜、麦類、豆類、水稲、生活環境被害、飼料作物、乳牛、人的被害、ビニルハウス、送電施設	<															県内各市町村
サギ類	水稲、魚、麦類	<															久留米市、田川市、柳川市、八女市、築上町
ドバト、ハト類	豆類、麦類、野菜類、水稲、生活環境被害、果樹類、飼料作物	<															県内各市町村
カワラヒワ	水稲、豆類	<															飯塚市
カワウ	アユ等魚、生活被害	<															久留米市、うきは市、朝倉市、筑前町、宮若市、八女市、豊前市、築上町
ノウサギ	野菜類、果樹類	<															北九州市、芦屋町、添田町
タヌキ	果樹類、野菜類、生活環境被害、豆類	<															県内各市町村
テン	野菜類、果樹類	<															嘉麻市、赤村、福智町、大牟田市、上毛町
イタチ	生活環境被害、野菜類、果樹類	<															粕屋町、久留米市、岡垣町、遠賀町、川崎町、赤村、福智町、大牟田市、上毛町、築上町
イノシシ	水稲、野菜類、果樹類、豆類、タケノコ、掘り起こし被害、栗、麦類、飼料作物、生活環境被害、心理的被害	<															県内各市町村
ニホンザル	果樹類、野菜類、人的被害、生活環境被害、豆類、水稲	<															県内各市町村
ニホンジカ	水稲、野菜類、豆類、果樹類、麦類、造林木、人的被害、ソバ、タケノコ、花木、飼料作物	<															県内各市町村
アナグマ	野菜類、果樹類、生活環境被害	<															県内各市町村
アライグマ	果樹類、野菜類、生活環境被害、水稲、豆類	<															県内各市町村
キツネ	野菜類、果樹類	<															八女市

[被害発生予察地域]

(福岡農林事務所管内)

市町村名	カモ類	キンハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サキ類	トハト、ハト類	カラビワ	カワ	ノウサキ	タヌキ	テン	イタチ	イノシ	ニホンザル	ニホンシカ	アナグマ	アライグマ	キツネ
福岡市	○		○			○		○							○	○	○	○	○	
筑紫野市			○												○		○			
春日市																				
大野城市															○				○	
太宰府市															○					
宗像市			○	○		○		○							○		○			
古賀市															○		○			
福津市			○	○		○		○							○		○	○	○	
糸島市	○		○			○		○							○	○		○	○	
那珂川市								○							○	○				○
宇美町															○					
篠栗町															○		○			
志免町																				
須恵町															○					
新宮町			○			○						○			○		○	○		
久山町															○		○			
粕屋町														○						

(朝倉農林事務所管内)

市町村名	カモ類	キジ ^ハ ト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	ト ^ハ ト 、 ハト類	カラヒロ	カワウ	ノウサギ	タヌキ	テン	イタチ	イノシ	ニホンサ ^ル	ニホンジ ^カ	アナク ^マ	アライク ^マ	キツネ
久留米市	○		○	○	○	○	○	○		○		○		○	○		○	○	○	
小郡市				○		○		○							○				○	
うきは市			○		○	○		○		○		○			○		○	○	○	
朝倉市			○	○	○	○		○		○		○			○		○	○	○	
筑前町			○		○	○		○		○					○		○	○	○	
東峰村						○						○			○		○	○	○	
大刀洗町	○		○	○	○	○		○												

(八幡農林事務所管内)

市町村名	カモ類	キジ ^ハ ト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	ト ^ハ ト 、 ハト類	カラヒロ	カワウ	ノウサギ	タヌキ	テン	イタチ	イノシ	ニホンサ ^ル	ニホンジ ^カ	アナク ^マ	アライク ^マ	キツネ
北九州市	○	○	○			○		○			○	○			○	○	○	○	○	
中間市	○			○		○		○							○					
芦屋町			○	○		○					○									
水巻町						○														
岡垣町			○			○								○	○		○	○	○	
遠賀町	○					○						○		○	○			○	○	

(飯塚農林事務所管内)

市町村名	カモ類	キンハト	ヒヨトリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サキ類	トハト 、ハト類	カラビワ	カワウ	ノウサキ	タヌキ	テン	イタチ	イノシ	ニホンザル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ	キツネ
直方市						○		○							○		○	○	○	
飯塚市				○		○		○	○			○			○		○	○	○	
田川市				○		○		○							○		○	○	○	
宮若市						○		○		○					○		○	○	○	
嘉麻市				○		○		○					○		○		○	○	○	
小竹町						○		○							○		○	○	○	
鞍手町						○		○							○		○	○	○	
桂川町				○				○							○		○	○	○	
香春町	○		○			○		○							○	○	○	○	○	
添田町						○					○	○			○		○	○	○	
糸田町								○							○		○	○	○	
川崎町			○			○		○				○		○	○		○	○	○	
大任町						○		○							○		○	○	○	
赤村						○		○				○	○	○	○		○	○	○	
福智町						○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	

(筑後農林事務所管内)

市町村名	カモ類	キジハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	トビハト 、ハト類	カラビワ	カワウ	ノウサギ	タヌキ	テン	イタチ	イノシシ	ニホンサル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ	キツネ
大牟田市	○		○	○	○	○		○				○	○	○	○			○		
柳川市	○	○			○	○	○	○												
八女市			○		○	○	○	○		○		○			○			○	○	○
筑後市					○	○		○												
大川市						○		○												
みやま市		○	○		○	○		○				○			○					
大木町		○				○		○												
広川町			○		○	○									○	○		○		

(行橋農林事務所管内)

市町村名	カモ類	キジハト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	サギ類	トビハト 、ハト類	カラビワ	カワウ	ノウサギ	タヌキ	テン	イタチ	イノシシ	ニホンサル	ニホンジカ	アナグマ	アライグマ	キツネ
行橋市						○						○			○		○	○	○	
豊前市			○	○		○		○		○		○			○	○	○	○	○	
苅田町						○		○							○			○		
みやこ町						○		○							○	○	○	○	○	
吉富町																				
上毛町						○		○				○	○	○	○		○	○	○	
築上町			○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○	○	○	

5) 狩猟期間中及びその前後における取り扱い

狩猟期間中及びその前後における被害防止目的の捕獲許可については、被害防止の目的の重要性に鑑み、適切な期間で許可する。あわせて、捕獲行為自体が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応する。

6) 被害の防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等

捕獲体制としては、捕獲班の連絡体制、協力体制の充実を図り、人材育成にも努めるものとし、有害鳥獣捕獲員を対象に年1回研修を行い、法令の周知、鳥獣の知識、安全の確保等の向上を図る。

被害の防止の目的での捕獲を広範囲にわたって実施する場合は、農林事務所単位に設置している広域協議会において時期及び地域等の調整を図り、適正かつ迅速に実施する。

イノシシの捕獲については、佐賀県、長崎県との北部九州3県合同一斉捕獲を、シカについては熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県との広域一斉捕獲を実施する。

なお、予察捕獲については、市町村に対し年間の捕獲計画の作成と捕獲班の体制整備を指導する。鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定している市町村には、被害防止計画との整合性を図り、適切かつ効果的な捕獲を行うことを指導する。

また、都市部における突発的な鳥獣の被害に対し、市町村、警察、猟友会及び動物園等の団体と連携し迅速に対処できるよう、体制の整備について協議、検討を行う。

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準				
		許可対象者	鳥獣の種類・数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭、個)	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	福岡県内で鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽、個)とすること。放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕
(3) 鵜飼漁業への利用の目的	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽、個)	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	手捕
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣する(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。
(5) 上記のほか公益上の必要があると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。				

* 鳥獣の種類：希少鳥獣は除く。

* 捕獲区域：国指定鳥獣保護区の区域内を除く。

* 捕獲方法：かすみ網を除く。

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

4-1 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響を鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。また、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知をするよう指導する。

4-2 許可権限の市町村長への移譲

本県では、県民の要望への迅速な対応と市町村の役割の強化を図るため、県知事の権限である鳥獣の捕獲許可に係る事務の一部を市町村長に移譲している。

4-3 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は、本来生態系の一部として保護・観察すべきであり、愛玩飼養はその乱獲を助長し地域の生態系のバランスを破壊するおそれもあることから、広く県民に対してできる限り野外で自然とふれあいながら観察するよう指導するなど鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに、やむを得ず飼養される鳥獣についてはその適正な飼育の指導に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

① 県及び市町村広報等により、愛鳥思想の普及啓発を行う。

② 飼養登録の更新については、次の点に留意する。

1) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。

2) 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認すること。

3) 装着登録票の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。

4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯を確認することにより1人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

- ③ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。
- ④ 違法飼養及び違法捕獲の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、巡回指導及び取締りを行う。

4-4 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の①及び②のいずれにも該当する場合に許可する。

- ① 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適正な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのないもの。

(2) 許可の条件

オオタカの販売許可証を交付する場合に付する条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

4-5 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、麻醉薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟やわな猟に伴う危険を予防するために、市街化区域、農林水産業上の利用が恒常的に行われている地域及びレクリエーション等の目的のため利用する人が多いと認められる区域で住民からの要請に応じて必要な箇所を特定猟具使用禁止区域に指定するものとする。

なお、計画期間中に指定期間が満了となる区域については、期間満了時に再指定を行うこととする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定 猟具使用禁 止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む)							本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(B)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	
銃猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	100	箇所	16	4	12	12	7	51						
	面積(ha)	28,494	面積(ha)	1,673	1,500	2,378	4,774	3,058	13,383						
わな猟に伴う危険を 予防するための区域	箇所	—	箇所												
	面積(ha)	—	面積(ha)												

本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具使用禁止区域(再指定を含む)						計画期間中 の増減*	計画終了時の 特定猟具使用禁 止区域**
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(D)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(E)		
						16	4	12	12	7	51	0	100
						1,673	1,500	2,378	4,774	3,058	13,383	0	28,494

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和4年度	添田町	陣屋ダム (銃器)	12	10年	再指定					
	篠栗町	篠栗 (銃器)	107							
	添田町	野田原台地 (銃器)	184							
	添田町	油木ダム (銃器)	116							
	筑紫野市	山神ダム (銃器)	45							
	大野城市	牛頸ダム (銃器)	45							
	糸島市	瑞梅寺ダム (銃器)	12							
	川崎町	西田原 (銃器)	186							
	中間市	中島 (銃器)	30							
	宗像市	吉田・多礼ダム・河東不燃物処理場 (銃器)	132							
	新宮町	新宮湊地区 (銃器)	42							
	久山町	高橋 (銃器)	25							
	築上町	弓の師 (銃器)	77							
	小郡市	乙隈 (銃器)	36							
	宮若市	宮若 (銃器)	553							
	福岡市西区	金武 (銃器)	71							
	計	16か所	1,673							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和5年度	新宮町	立花山 (銃器)	210	10年	再指定					
	福津市	久末ダム (銃器)	310							
	行橋市・みやこ町	行橋・勝山 (銃器)	256							
	久留米市	久留米東部 (銃器)	724							
	計	4か所	1,500							
令和6年度	飯塚市	久保白 (銃器)	360	10年	再指定					
	飯塚市	仁保 (銃器)	50							
	行橋市・築上町	築城飛行場 (銃器)	504							
	添田町	岩石山 (銃器)	123							
	宗像市	ふれあいの森 (銃器)	200							
	筑紫野市	筑紫 (銃器)	595							
	福智町	赤池町彦山川 (銃器)	81							
	田川市	田川市彦山川 (銃器)	45							
	行橋市	長木・二塚 (銃器)	124							
	行橋市・みやこ町	矢留・南泉 (銃器)	212							
	宗像市・福津市	牟田池 (銃器)	14							
	糸島市	松隈・津和崎 (銃器)	70							
	計	12か所	2,378							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考
令和7年度	福津市	渡半島 (銃器)	308	10年	再指定					
	添田町	金の原 (銃器)	420							
	福岡市西区・早良区	室見川流域 (銃器)	2,216							
	太宰府市・筑紫野市	大宰府南部 (銃器)	242							
	福岡市東区・粕屋町	雨水 (銃器)	104							
	岡垣町	岡垣東部 (銃器)	600							
	北九州市八幡西区	香月 (銃器)	21							
	福岡市早良区	背振少年自然の家 (銃器)	19							
	古賀市	新原東 (銃器)	65							
	福智町	金田ふれあいスポーツ公園 (銃器)	220							
	豊前市・築上町	求菩提山 (銃器)	243							
	福岡市西区・糸島市	九州大学元岡キャンパス (銃器)	316							
	計	12か所	4,774							

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考	区域所在地	区域名称（特定猟具名）	指定面積 (ha)	指定期間	備考	
令和8年度	粕屋町	駕与丁 (銃器)	220	10年	再指定						
	福岡市東区	多々良川北部 (銃器)	310								
	北九州市小倉南区・ 門司区	小倉南 (銃器)	2,360								
	行橋市	天神山 (銃器)	88								
	飯塚市	顛田神籠石 (銃器)	43								
	荏田町	殿川ダム (銃器)	27								
	荏田町	山口ダム (銃器)	10								
	計	7か所	3,058								

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具の使用に承認を要する特定猟具使用制限区域について現在指定はないが、必要に応じ検討する。

3 猟区設定のための指導

これまでに猟区設定は行っていないが、今後猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、関係団体（猟友会、市町村、森林組合等）と協議する。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒問題に対応するため、泉川河口385ha、椎田260haを指定猟法禁止区域に指定している。

本計画期間中は、指定計画なし。

(2) 指定計画

① 全体計画

	指定猟法の種類	区域名称	面積(ha)	存続期間	備考
既指定指定猟法 禁止区域	鉛製散弾	泉川河口	385	定めない	平成20年11月 法第12条第2項に基づく鉛散弾使用禁止区域から移行
	鉛製散弾	椎田	260	定めない	平成20年11月 法第12条第2項に基づく鉛散弾使用禁止区域から移行

② 個別計画

なし

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣（第四1（1）の区分に基づく希少鳥獣を除く。）であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものについて、必要に応じて作成を検討する。

2 第一種特定鳥獣保護計画の実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県又は市町村は、必要に応じて地域別や年度別の第一種特定鳥獣保護計画についての実施計画を作成する。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

近年、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により農林産物に被害を与えているニホンジカやイノシシについて、学識経験者による専門的な知見を踏まえ、作成する。

計画においては、管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策を総合的に講じ、もって地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資する。

なお、計画の実施に当たっては、隣接県と連携を図り、効果的な捕獲を推進する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 農林業被害の軽減 地域個体群の安定的維持 	ニホンジカ	令和4年度 ～令和8年度	福岡県全域	第1期：平成12年度作成 第2期：平成13年度作成 平成17年度変更 第3期：平成18年度作成 平成20年度変更 平成23年度変更 第4期：平成23年度作成 平成24年度変更 平成27年度変更 第5期：平成28年度作成 平成29年度変更 第6期：令和3年度作成 ※指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 平成28年度より耶馬日田英彦山国定公園において生態系被害防止のため実施。 その他の地域については、必要に応じて検討する。

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業被害の軽減 ・地域個体群の安定的維持 	イノシシ	令和4年度 ～令和8年度	福岡県全域	第1期：平成17年度作成 第2期：平成18年度作成 第3期：平成21年度作成 平成22年度変更 第4期：平成24年度作成、変更 第5期：平成27年度作成 第6期：平成28年度作成 第7期：令和3年度作成 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施については、必要に応じて検討する。
-------	---	------	-----------------	-------	---

4 第二種特定鳥獣管理計画の実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県又は市町村は、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画についての地域別や年度別の実施計画を作成する。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移及び農林水産物への被害状況等を把握し、鳥獣の保護対策、被害の防止の目的での捕獲対策及び適正な狩猟の推進に資する。

調査の実施にあたっては、市町村、福岡県農林業総合試験場資源活用研究センターと連携を図り、野鳥の会、猟友会等の協力を得て、長期的な資料の収集、分析に努める。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 鳥類生息分布調査

県内に生息する鳥類の種類、生息数、生息環境等について調査を行い、今後の野生鳥獣の保護・生息環境保全対策を検討するための基礎資料とする。

(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の飛来地について、1月中旬に個体数の調査を実施し、その結果を環境省に報告する。

対象地域名	調査年度	調査の内容	備考
県内全域	令和4年度～令和8年度	個体数及び生息環境の調査	

(3) 狩猟鳥獣生息状況調査

① キジ・ヤマドリ出合い数調査

メスキジ、メスヤマドリの捕獲禁止措置に係る資料等として環境省に報告するため、初猟日（11月15日）に出猟者が確認したキジ、ヤマドリの出合い数の調査を実施する。

対象鳥獣	調査年度	調査の内容	備考
ヤマドリ キジ	令和4年度～令和8年度	本県の狩猟登録者の約5%に、初猟日の出合い数の報告を依頼	

② 放鳥効果測定調査

本計画において、キジ6,000羽の放鳥を計画しているが、放鳥による個体の移動状況、定着状況を明らかにするための調査を実施する。

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査の内容	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	令和4年度	1,200羽	足環	約600	オスキジに足環を装着して放鳥し、狩猟等による回収から、放鳥の効果を測定する。	
	令和5年度	1,200羽	足環	約600		
	令和6年度	1,200羽	足環	約600		
	令和7年度	1,200羽	足環	約600		
	令和8年度	1,200羽	足環	約600		

(4) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ニホンジカ及びイノシシについて、捕獲等情報調査及び被害状況調査等を行う。ニホンジカについては、生態系の保全の観点から重要な地域等において、生息密度調査を実施する。

対象鳥獣	調査年度	調査内容	備考
ニホンジカ	令和4年度～令和8年度	・捕獲状況及び被害状況等についてモニタリング調査を実施する。 ・生態系の保全の観点から重要な地域等においては、糞粒法等による生息密度調査を実施する。	
イノシシ	令和4年度～令和8年度	捕獲状況及び被害状況等についてモニタリング調査を実施する。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定効果を把握するため、鳥獣の生息状況、生息環境等について調査を実施する。

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
行橋鳥獣保護区 曾根干潟	令和4年度～令和8年度	・飛来種の調査及び周辺の生息環境調査 ・報告書作成	

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数等から、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、収集した捕獲等の情報から、単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

4 新たな技術の研究開発・普及

(1) 捕獲個体の有効利用や処分に係る技術開発・普及

箱わなの形状と捕獲個体の行動を分析し、ジビエ利用に適した箱わなを開発・普及する。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員については、鳥獣保護管理事業計画の実施内容及び鳥獣行政全般の事務を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

2 鳥獣保護管理員

(1) 鳥獣保護管理員の活動について

鳥獣保護区等の管理、狩猟取締り、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言・指導、鳥獣保護思想の普及啓発等の業務推進のため、地域の実情に即して鳥獣保護管理員を配置する。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画（増員・減員）					令和8年度末	
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	充足率(C/A)
68人	68人	100%						68人	100%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区、休猟区等の管理	←												→	
狩猟取締り・指導	→							←						
密猟パトロール	←													→
一般住民及び狩猟者の指導	←													→
鳥獣保護思想の普及啓発	←													→
鳥獣に関する諸調査及び情報収集等	←													→

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等においてその技術の向上を図る。また、鳥獣の保護及び管理の担い手として、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるよう研修等に努める。

(2) 人材の育成

① 県職員の育成

鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された県職員は、法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価について、県や国、大学等が実施する研修等を受講する。県は計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行う。

1) 研修計画

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣行政担当者会議	福 岡 県	4月・10月	2	全県	12	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律について	
野生鳥獣情報システム操作研修会	福 岡 県	4月	1	全県	12	狩猟者登録処理等について	
野生生物研修	環 境 省	6月	1		2	環境行政に関する見識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得	
野生鳥獣管理技術者研修	環 境 省				2	野生鳥獣の管理技術の向上	
油等汚染事故対策水鳥救護研修	環 境 省	10月・2月	2		2	油等汚染事故で被害を受けた水鳥の救護等に関する研修	

② 鳥獣保護管理員の育成

県は、自らの事務を補助する鳥獣保護管理員を対象とした研修を計画的に実施し、資質の維持・向上に努める。

1) 研修等計画

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護管理員会議	福 岡 県	4月（2回目以降は、必要に応じて開催）	1回以上	ブロック単位	68	<ul style="list-style-type: none"> ・年間業務打合せ ・業務の説明及び法令の講習 ・狩猟取締り、諸調査打合せ 	

③ 市町村職員の育成

県は、鳥獣の保護及び管理に関する部局に配置された市町村職員が、法及び鳥獣被害防止特措法に基づく各種計画の作成、計画に基づく事業の実施及び事業の結果の評価に関する内容を有する研修等を受講する機会を設ける。

1) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
市町村担当者会議	農林事務所	5月・11月	2	ブロック単位	60	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律について	

④ 民間の保護及び管理の担い手の育成

県及び市町村は、民間の保護及び管理の担い手の育成に努める。市町村は、自らが運営する鳥獣被害対策実施隊等の捕獲隊を編成、育成し、捕獲技術に加え、被害の防除対策を含めた知識及び技術の向上を図る。

1) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
有害鳥獣捕獲従事者安全研修	福岡県	8月	1	全県	100	被害の防止の目的での捕獲に関する見識の向上及び業務遂行に必要な専門的知識の習得	
狩猟者講習会	福岡県	7～9月	9	全県	500～3,000	狩猟等に関する法令等の知識の習得	
鳥獣被害対策研修会	福岡県	11～1月	6	全県	600	被害防止対策に関する知識の習得	

(3) 狩猟者の数の確保と育成

狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手續の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。

4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

(1) 方針

鳥獣の保護については、傷病鳥獣救護を通じた普及啓発を実施し、人と鳥獣の適切な関わり方について周知するとともに、鳥獣の各種調査等で収集された情報を、保健環境研究所においてレッドデータブックや侵略的外来種リスト等の作成時に活用することにより、希少鳥獣及び外来鳥獣に対する一般県民への理解を深めている。また、鳥獣の管理については、農林業総合試験場資源活用研究センターの調査研究結果等に基づき、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、必要に応じて評価、見直しを行うことにより、管理すべき鳥獣の計画的な捕獲を実施している。

近年、科学的かつ計画的で専門的な鳥獣の保護及び管理が強く求められていることから、これら既存の体制や機関を活用し、必要に応じて連携・強化することで、環境モニタリング、環境教育等も含めた総合的な鳥獣の保護及び管理に努める。

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、鳥獣保護管理員や警察当局と連携して実施し、適正かつ効果的な取締りを行うため、以下の方策を講じる。なお、取締りに際しての情報収集については、民間団体等との連携・協力を努める。

- ① 狩猟による事故防止のため、第二種特定鳥獣管理計画に基づく狩猟期間の取締等を実施する。
- ② 狩猟期における銃猟による事故等の防止のため、狩猟解禁初日に市町村の関係機関や警察当局と連携し一斉取締を実施する。
- ③ 愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等又は採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行う。
- ④ 我が国に生息する鳥類を登録票又は標識を添付せずに愛玩飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、必要に応じて市町村と連携して、取締りを重点的に行う。
- ⑤ 任意放棄又は押収された個体を放鳥獣する際には、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲又は採取された地域に放鳥獣するよう努める。

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
情報収集	←												→	
違法捕獲・飼養取締り	←												→	
狩猟取締り	→						←							狩猟解禁初日には、一斉取締を実施する。

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し効果的な支出をする。指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出を講じる。

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

近年、一部の鳥獣による生息数の増加や分布域の拡大により、農林水産業や生活環境等の被害、生態系への深刻な影響が続いている。また、一部の獣類の市街地への出没も地域社会の大きな問題となっている。さらに、野生鳥獣による感染症は、生物多様性の確保並びに人の健康や家畜の飼養等への広範な影響を及ぼすことから、「人と動物の健康、そして環境の健全性は一つである」というワンヘルスの理念に基づき、公衆衛生や家畜衛生、生物多様性の保全等に関する各分野が連携して取り組むことが求められている。

引き続き、生物多様性の確保及び生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図るとともに、感染症対策の観点からも、関係機関、関係団体等との連携の下、鳥獣の適切な保護及び管理の推進を図る必要がある。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施する。

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) 基本的な考え方

鳥獣は、山野等にあつて、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。また、鳥獣の傷病には、自然の傷病によるもののほか、人間活動に起因する傷病も発生している。

人には鳥獣を敬い、命を大切に思う気持ちがある。傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、鳥獣保護思想上も生き物を大切に思う気持ちからなされてきた側面もある。これらの考えを踏まえ、生物多様性の保全への貢献に重点を置き対応を行う。

(2) 目的及び手法

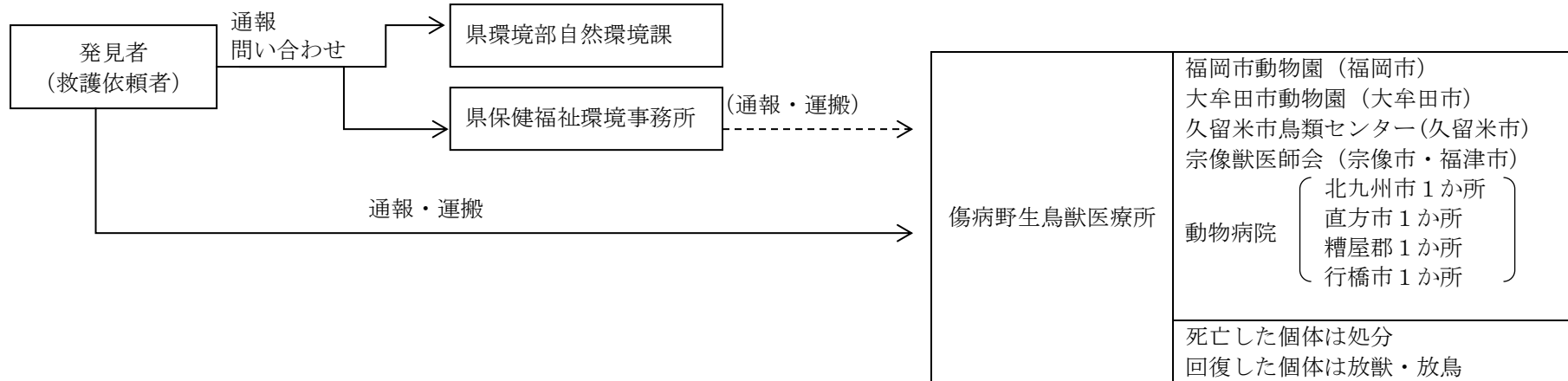
生物多様性の保全に貢献する観点から、人間活動に起因する傷病であり、特に野生復帰させることが適当である鳥獣について救護対象とし、原因の究明を通じた再発防止策及び人と鳥獣の適切な関わり方についての普及啓発を図る。

なお、次に掲げる鳥獣は原則として保護の対象としない。

- ① ひな及び出生直後の幼獣
- ② 農林水産業及又は生活環境に被害を与えている鳥獣として毎年多数捕獲されており、野生復帰させることが被害の原因となるおそれのある鳥獣
- ③ 特定外来生物に指定された鳥獣
- ④ 明らかに感染症の疑いがある鳥獣
- ⑤ 狩猟及び被害の防止の目的での許可捕獲により負傷した鳥獣
- ⑥ 重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない鳥獣

(3) 体制

救護個体は委託している福岡市動物園等県内の傷病野生鳥獣医療所において、治療その他適切な措置を行う。
また、野生復帰が困難な鳥獣の終生飼養やリハビリテーションに協力するボランティア団体の発掘及び育成に努める。



(4) 傷病鳥獣の個体の処置

傷病鳥獣救護がなされた個体については、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

4 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

本県は、瀬戸内海、日本海、有明海の3つの海に囲まれており、タンカー事故等の海洋油汚染事故等が発生する可能性がある。鳥獣行政担当職員は、環境省が開催する油等汚染事故対策水鳥救護研修を受講し、専門的知識の向上に努める。

事故が発生した場合には、傷病鳥獣救護体制を活用することとし、必要に応じ、市町村、獣医師会や保護団体等に協力を求める。

また、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。

5 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県の関係機関との連絡体制を整備する。野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携した対策の実施に努める。また、関係する機関等に加え、県民や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携し、適切な調査に努める。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する人材の育成・確保に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

① 野鳥のウイルス保有状況調査の実施体制

ア 死亡野鳥等調査

対象地域	対象	調査方法	調査時期及び回数
県内全域	検査対象に該当する死亡野鳥等	福岡県により死亡野鳥等を回収し、簡易検査を実施後、環境省が指定する検査機関に検体を送付する。	通年

イ 糞便採取調査

対象地域	対象	調査方法	調査時期及び回数
北九州市小倉南区	カモ類の糞便	福岡県により糞便を採取し、環境省が指定する検査機関に検体を送付する。	10月または11月に1回

(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF)

野生イノシシが豚熱ウイルスで汚染された肉製品を食べること等で感染・まん延につながるおそれがあることから、ごみの放置禁止及びごみ置き場等における野生動物の接触防止対策等の徹底について、関係部局と連携しながら、関係市町村、関係機関、関係団体等に対し積極的に普及啓発を行う。

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症等について、情報収集・監視に努める。また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

① 方針

鳥獣の保護思想の普及啓発を図るため、その対象として青少年に重点を置き、野生鳥獣保護モデル校の指定等を行う。

② 事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事	←→												一般県民
野生鳥獣保護モデル校育成事業	←											→	野生鳥獣保護モデル校

③ 愛鳥週間行事等の計画

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛鳥週間行事	探鳥会の開催 実のなる木の配付 愛鳥週間ポスター配布掲示等	同 左	同 左	同 左	同 左
野生生物保護功労者表彰	個人、学校又は団体の推薦	同 左	同 左	同 左	同 左
鳥獣保護功労者の表彰	個人の表彰	同 左	同 左	同 左	同 左

*愛鳥週間：毎年5月10日～16日

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

希少種保護等を目的としたものを除く鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害や、市街地出沒の一因にもなることに加え、個体間の接触機会が増加することにより野生鳥獣間で伝播する感染症の拡大を招くとともに、餌付けを行った者と野生鳥獣間での感染症の伝播の要因となり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な場合を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえ、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生に影響を与えないように十分配慮するものとする。

なお、不適切な生ごみの処理や未収穫作物の放置等の結果として鳥獣を誘引することとなる行為は、鳥獣による生活環境や農林水産業等の被害につながる可能性がある。このため、生ごみや未収穫物の適切な管理等についても、地域社会等での普及啓発等に努める。

② 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
観光地や公園等人が集まる場所のうち安易な餌付けが行われている場所での普及啓発														市町村に、該当場所の把握と対応策（看板設置等）の検討・実施について依頼	該当場所に訪れる者

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

本県の野鳥の森は、英彦山の中腹に設定している。当該地域は、豊かな自然環境に恵まれ、自然とのふれあいを求めて数多くの人々が登山やキャンプ等の野外活動を目的に訪れていることから、既存施設の維持管理に努める。

名称	年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
英彦山野鳥の森	令和4年度 ～ 令和8年度	田川郡添田町大字英彦山 (英彦山鳥獣保護区内)	120ha	観察小屋 観察舎 案内板(大) 案内板 観察路	1棟 9棟 1基 10基 L=942m W=1.0m	県民の野鳥観察及び自然観察等や青少年の環境教育に利用する。	

(5) 野生鳥獣保護モデル校の指定

① 方針

野生鳥獣の保護活動等に積極的に取り組んでいる小中学校を「野生鳥獣保護モデル校」に指定し、環境教育の一環として青少年の健全育成を図る。

② 指定期間

5年間

③ 野生鳥獣保護モデル校に対する指導内容

- 1) 鳥獣保護管理員や野鳥の会の協力を得て自然保護及び鳥獣保護に関する授業へ講師を派遣し、環境教育を実施する。
- 2) 鳥獣に関する図書、写真等の貸与により自然保護及び鳥獣保護への関心を高める。
- 3) 実のなる木の配付

④ 指定計画

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	5	5	10	10		10	10		10	10		10	10		10
中学校	1	1	2	2		2	2		2	2		2	2		2

(6) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣行政に関する法律のうち、一般県民に密接に関係する鳥獣飼養登録制度及び鳥獣捕獲許可制度についての普及啓発を推進し、現在その事務を行っている市町村に対しても同様に指導啓発を行う。また、狩猟者を中心に適正な狩猟が行われるよう指導啓発を行う。

② 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養登録についての市町村等への指導	←												→	担当者会議の実施 訪問指導 広報誌等	市町村職員 販売業者 一般県民
被害の防止の目的での捕獲についての市町村等への指導	←												→	担当者会議の実施 有害鳥獣捕獲従事者安全研修の実施	市町村職員 有害鳥獣捕獲員
狩猟に関する周知							←						→	広報誌等 マスコミを通じた広報 狩猟登録時の周知徹底	一般県民 狩猟者（猟友会）
狩猟制度の周知徹底			←										→	安全狩猟のための講習会の実施	狩猟者（猟友会）
野鳥の愛玩飼養を目的とした違法な捕獲や飼養についての周知徹底	←	→												広報誌、HP等	一般県民